

令和 2 年第 1 回秩父別町議会定例会会議録 目次

令和 2 年 3 月 1 0 日 (火)

日程	議案番号	議 件 名	頁
1		会議録署名議員の指名	1
2		会期の決定	1
3		諸般の報告	1
4		行政報告	2
5	議案第 1 号	令和元年度秩父別町一般会計補正予算（第 7 号）について	6
6	議案第 2 号	令和元年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	9
7	議案第 3 号	令和元年度秩父別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	9
8	議案第 4 号	令和元年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について	10
9	議案第 5 号	令和元年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について	11
10		令和 2 年度秩父別町行政執行方針	別掲
11		令和 2 年度秩父別町教育行政執行方針	別掲
12	議案第 6 号	秩父別町附属機関設置条例の設定について	12
13	議案第 7 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の設定について	12
14	議案第 8 号	特別職の非常勤職員及びその他公務に従事する者の報酬額、費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例の設定について	12
15	議案第 2 1 号	町特別職の給与に関する特例条例の設定について	16
16	議案第 9 号	秩父別町「ベルパークちっぷべつ」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定について	17
17	議案第 1 0 号	秩父別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について	24
18	議案第 1 1 号	秩父別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について	26
19	議案第 1 2 号	秩父別町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の設定について	27
20	議案第 1 3 号	秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について	27
21	議案第 1 4 号	秩父別温泉施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の設定について	28
22	議案第 1 5 号	令和 2 年度秩父別町一般会計予算について	29
23	議案第 1 6 号	令和 2 年度秩父別町国民健康保険事業特別会計予算について	29
24	議案第 1 7 号	令和 2 年度秩父別町後期高齢者医療特別会計予算について	29
25	議案第 1 8 号	令和 2 年度秩父別町介護保険特別会計予算について	29
26	議案第 1 9 号	令和 2 年度秩父別町農業集落排水事業特別会計予算について	29
27	議案第 2 0 号	令和 2 年度秩父別町簡易水道事業会計予算について	29

令和 2 年第 1 回秩父別町議会定例会会議録

開 催 年 月 日 令和 2 年 3 月 1 0 日（火曜日）
開 催 場 所 秩父別町議会議場
開 催 時 刻 3 月 1 0 日 午前 1 0 時 0 0 分

出 席 議 員（9 名）

9 番	寺 迫 公 裕 君	8 番	大 野 敬 君
1 番	前 田 力 男 君	2 番	金 子 利 生 君
3 番	眞 島 秀 樹 君	4 番	岡 崎 稔 君
5 番	藤 岡 浩 文 君	6 番	中 西 伴 浩 君
7 番	早 川 正 剛 君		

欠 席 議 員（なし）

出 席 説 明 員

町 長	澁 谷 信 人 君	副 町 長	高 鶴 公 人 君
教 育 長	小 林 宏 明 君	総 務 課 長	尾 垣 義 次 君
会 計 管 理 者	宮 武 幸 充 君	企 画 課 長	中 野 慎 司 君
住 民 課 長	早 川 聡 君	産 業 課 長	竹 内 剛 君
建 設 課 長	永 峰 敏 幸 君	教 育 課 長	笹 木 雄 介 君
農 委 会 長	川 上 徳 嗣 君	代 表 監 査 委 員	藤 岡 和 正 君

欠 席 説 明 員（なし）

出席職員

事務局長

書記

白木隆弘君

吉田悟君

議事日程及び議件

別紙議案のとおり

会議録署名議員

5 番

藤岡浩文君

6 番

中西伴浩君

議 事 の 経 過

(開会宣言)

議 長（寺迫君）

ただ今から、令和２年第１回秩父別町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(日程第１ 会議録署名議員の指名)

議 長（寺迫君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１１７条の規定により、５番 藤岡浩文君、６番 中西伴浩君を指名いたします。

(日程第２ 会期の決定)

議 長（寺迫君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から３月１２日までの３日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議ないものと認めます。

よって会期は、本日から３月１２日までの３日間に決定いたしました。

(日程第３ 諸般の報告)

議 長（寺迫君）

日程第３、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長（白木君）

諸般の報告をいたします。今期定例会に町長から付議されました事件は、議案第１号から第２２号までの２２件がございます。

次に発議１件がございます。

また議長からの付議事件として、所管事務調査の申し出についてがござい

ます。

なお、教育委員会教育長から、秩父別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書、監査委員から、指定管理者並びに指定管理施設の監査の結果及び1月、2月に実施いたしました例月出納検査の結果が参っております。写しをお手元に配付しておりますので朗読を省略いたします。

以上でございます。

議 長（寺迫君）

次に、私からの報告ですが、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

（日程第4 行政報告）

議 長（寺迫君）

日程第4、町長から行政報告があります。 町長。

町 長（澁谷君）

本日、第1回町議会定例会を招集いたしましたところ、年度末で何かとお忙しい中、全議員のご出席をいただきまして、誠に有難うございます。昨年、12月12日の第4回町議会定例会以後の行政執行の主な事項についてご報告を申し上げます。

最初に、職員の退職について申し上げます。この年度末をもちまして、議会事務局の白木局長が定年を迎えるとともに、教育委員会の川端主査が退職をいたします。

白木局長は、昭和53年に深川東高等学校を卒業され、旧国鉄に勤務された後に民間会社での勤務を経て、平成6年4月に本町に奉職されました。以来、建設課や教育委員会でご活躍され、平成25年に総務課主幹として管理職に登用された後、平成27年4月から議会事務局長を務めております。明朗闊達なお人柄で、職員の先頭に立ち、堅実かつ適切な事務対応に努めてこられました。4月からは職員の再任用制度により引き続き勤務いただくこととしております。

次に川端主査であります。現在58歳で定年まで2年を残しての退職の申し出であります。川端主査は、昭和55年に秩父別高等学校を卒業され、

同年４月に本町に奉職されました。教育委員会を皮切りに、住民課、建設課、産業課と多くの課で勤務をされ、現在は教育委員会総務・学校教育主査として活躍をされております。温厚なお人柄で、住民にも優しく接し、親しまれているだけに残念でありますけれども、本人の希望でありますので、やむなく退職を承認した次第でございます。川端さんの今後のご健康とご多幸をお祈り申し上げるところでございます。

次に、職員の新規採用についてご報告いたします。本年度は、一般事務職２名を採用いたします。

一人目は、深川市出身の佐藤公椰さんであります。平成２７年に北海道教育大学教育学部旭川校を卒業され、現在妹背牛小学校で学習支援員をされている方です。

次に、深川市出身の南茂梨玖さんであります。滝川高等学校をこの春卒業される方です。

お二人とも管内町村会の統一試験を優秀な成績で合格した方でありまして、大いにご期待を申し上げるところでございます。

次に、職員の派遣であります。総務課の斉藤主事をこの４月から１年間、北海道総合政策部地域振興局に派遣することで北海道と協議中であり、最終的な調整を行っているところでございます。斉藤主事の健康での活躍をお祈りするところでございます。

次に、一昨年から北空知衛生センター組合に出向しておりました、本橋主幹が２年間の出向期間を終え戻ってまいります。本橋主幹は出向中、北空知葬斎組合との統合や新しい葬祭場の建設に関する事務などを中心的にこなしてまいりました。本橋主幹の今後の活躍を期待するものであります。

次に、昨年から一年間、北海道総合政策部地域創生局地域戦略課に派遣しておりました浅田主事が一年間の研修を終えて戻ってまいります。浅田主事には、この一年間で培われた経験や人脈を活かして、大いに活躍されますよう期待をいたしております。

以上申し上げまして、職員の動静についての報告とさせていただきます。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する、秩父別町の対応についてご報告申し上げます。

昨年１２月以降、中国湖北省武漢市を中心に発生し、短期間に世界各国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症については、１月１６日、日

本で最初の感染者が確認されており、２８日には、道内初の感染者が判明したところであります。北海道では、同日に北海道感染症危機管理対策本部を設置し、感染症の拡大防止対策に取り組んでおり、本町においても、町ホームページ及び町内回覧により町民の皆様へ注意喚起を行うとともに、情報の提供に努めてまいりました。

その後、２月２５日に国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の決定及び、北海道知事から道内小中学校の臨時休校が要請なされたことから、本町においては、２月２６日に秩父別町新型コロナウイルス感染症予防対策本部を設置し、町民の皆様の安全、安心の確保と感染の拡大防止を図るため、３月末までに町が主催する不特定多数が集まる行事、会議については、原則中止または延期とすることといたしました。

また、町の公共施設等についても、３月４日まで休館若しくは、開館時間の短縮等の措置をとることとしたところございます。

その後、２月２７日には、空知管内で初の感染が認められ、翌２８日には、北空知管内での感染が判明したこと及び、北海道による新型コロナウイルス緊急事態宣言がなされたことから、第２回秩父別町新型コロナウイルス予防対策本部会議を開催いたしまして、今後の方針と対策について協議を行いました。町の公共施設の休館等を３月末まで延長することとし、町ホームページ、町内回覧、新聞折り込みにより、町民の皆様に周知を図ったところであります。

次に、小中学校の臨時休校についてであります。２月２５日に北海道教育委員会からの臨時休校の要請を受け、２月２７日から３月４日まで臨時休校の措置をとることとしておりましたが、２月２７日の国からの全国一斉臨時休校の要請を受け、春休み前まで期間を延長することといたしました。

なお、小学生につきましては、共働き世帯及びひとり親世帯のご家庭で子どもの面倒を見ることが困難な場合は、長期休暇と同様にちっぷっ子ふれあいスクールで３月３日から春休み前までの期間、お預かりすることといたしております。

また、認定こども園につきましては、感染拡大防止を図るため一部行事等の実施方法等を変更いたしますが、通常どおり開園することといたしました。

今後とも関係機関と連携をとりながら、町民の皆様の安全、安心の確保と情報の提供に努めてまいります。

以上、新型コロナウイルス感染症に関する秩父別町の対応についての報告とさせていただきます。

最後に、1月8日に執行いたしました保養研修施設宿泊棟喫煙室新設工事の入札結果について申し上げます。

秩父別温泉宿泊棟の1階ロビー及び2階トイレ前室に喫煙室を設置するもので、落札者は北垣建設工業株式会社、落札額は555万5,000円、落札率は97.9パーセントであります。なお、工期は1月10日から3月16日までとしておりましたが、順調に工事が進み2月27日には検定を終え、既に利用を開始しております。

このほか2件の工事を発注しておりますが、概要につきましてはお手元に資料をお配りしておりますので、説明を省略させていただきます。

以上申し上げます、行政報告とさせていただきます。

有難うございました。

議 長（寺迫君）

次に、教育長から行政報告があります。 教育長。

教 育 長（小林君）

最初に、令和元年度全国体力運動能力、運動習慣等調査の結果について申し上げます。

調査は、全国的な子どもの体力、運動能力、運動習慣等の状況を把握するために国が平成20年度から、小学校では5年生を、中学校では2年生を対象に実施している調査で、調査内容は50メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げなど小学校で8種目、中学校9種目と、質問紙調査から構成されております。令和元年度の本町の状況につきましては、体力テストの成績を合計した総合得点で見ますと、小学校では男子は全国全道平均を上回りましたが、残念ながら女子は下回ってしまいました。

また、中学校では特別支援学級の女子生徒1名だけが対象であり、すべての種目に参加しておらず、全国全道比較はできませんでした。

一方、種目別では、小学校では8種目中、男子が反復横とびと20メートルシャトルラン、ソフトボール投げの3種目で、女子はソフトボール投げの1種目で全国平均を上回りました。

今回の結果を踏まえ、教育委員会といたしましては、引き続き小中学校における適切な運動量を確保する体育保健体育科等の授業改善を進めるとともに、家庭や地域、関係機関と連携を図りながら、児童生徒の運動や健康の関心を高めていきたいと考えております。

なお、本調査の結果につきましては、学力の調査同様に地域の学校教育の状況の説明責任や学校、家庭、地域が連携して学校教育と家庭教育、地域の教育力の相互努力による体力向上の一層の充実という観点から、小学校のみ数値を公表したいと考えております。学校関係者や保護者の方々はもとより、広く町民の皆様のご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げ、令和元年度全国体力、運動能力、運動習慣等調査の報告といたします。

次に、3月1日現在における令和2年度4月からの児童生徒数、小中学校の学級編制状況についてご報告申し上げます。

小学校の全児童数は、今年度と比較して11名増の100名で、このうち普通学級の在籍予定児童数は1年生が18名、2年生20名、3年生8名、4年生19名、5年生が8名、6年生が21名になります。

また、特別支援学級は知的、情緒、言語の6名、3学級になりますので、全学級数は今年度同様9学級編制となります。

同じく教職員数も校長、教頭を含め教諭12名、養護教諭と事務職員がそれぞれ1名の計14名が配置される予定であります。

一方、中学校ですが、普通学級の在籍予定生徒数は1年生が9名、2年生が17名となります。

また、特別支援学級の在籍予定生徒数は知的、情緒が2名の予定ですので、中学校の全生徒数は前年度と比較し5名減の28名となります。

次に、学級数は今年度同様4学級編制となりますが、特別支援学級生徒の減少に伴い、教職員数は今年度より1名少ない計10名が配置される予定であります。

なお、昨年に引き続き教諭1名を町単独の負担で採用、配置いたします。
以上申し上げます、教育行政報告といたします。

議 長（寺迫君）

以上で行政報告を終わります。

(日程第5 議案第1号「令和元年度秩父別町一般会計補正予算(第7号)について」)

議 長（寺迫君）

日程第5、議案第1号「令和元年度秩父別町一般会計補正予算（第7号）について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（尾垣君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第1号に対しての質疑を行います。 藤岡君。

5 番（藤岡君）

すいません、プレミアム商品券に関して教えていただきたいんですが。
かなり執行残が出ております。この原因は何だというようにお考えでしょうか。

議 長（寺迫君）

産業課長。

産業課長（竹内君）

ただ今の質問ですけども、執行残が出ているのはという質問ですけども。
町といたしましては、購入していただけるよう数回に渡って町広報、無線放送等でPRしてきたところでございます。その結果、購入されなかったというのは、それだけの希望が無かったという。

5 番（藤岡君）

その予算額というのは。

産業課長（竹内君）

予算につきましては、当時の販売当初につきましては、全住民の分の予算を計上してございます。それで、状況ですけども、2月28日で販売を終了

させていただいたところでございますけれども、対象人員の５７．６パーセントの方が購入いただいたということになってございます。広報してきましたけれども、全町民の利用に至らなかったというところでございます。

以上とさせていただきます。

議 長（寺迫君）

よろしいですか。他に質疑はございませんか。 眞島君。

3 番（眞島君）

ハイヤーの助成についてお伺いしたいんですけれども。

今回、２００万円ほど増額となってございますけれども、これにつきましては、利用状況の中身についてお伺いしたいんですけれども、いろいろ利用方法があると思いますけれども、買い物または飲食等であろうと思うんですけれども、大体どのような利用でこうなっているのか、お伺いしたいんですが。

議 長（寺迫君）

住民課長。

住民課長（早川君）

タクシー利用券の利用状況でございますけれども、現在、配布状況等について申し上げますと、配布につきましては８５１、配布率７１．７パーセントとなってございます。対象者が１，１８７名のうちの７１．７パーセントの方が利用券の交付を受けているところでございます。

使用枚数につきましては、現在６，５６５枚利用をされてございます。金額にいたしまして６６５万ほどになってございます。こちらにつきましては２月末ということで、例年通りでいきますと３月の利用料はだいぶ大きくなりますので、今回の補正金額とさせていただきます。

利用状況につきましては、７０歳以上の方が利用が多いようでございまして、尚且つ、長距離の方はだんだん少なくなっているんですけども、１，０００円、２，０００円程度の利用の方がだいぶ多くなっている状況にございます。

以上です。

議 長（寺迫君）

他にございませんか。

ないようですので、質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第1号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

（日程第6 議案第2号「令和元年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」）

議 長（寺迫君）

日程第6、議案第2号「令和元年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（早川君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第2号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第2号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

（日程第7 議案第3号「令和元年度秩父別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」）

議 長（寺迫君）

日程第 7、議案第 3 号「令和元年度秩父別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（早川君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第 3 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 3 号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第 8 議案第 4 号「令和元年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について」）

議 長（寺迫君）

日程第 8、議案第 4 号「令和元年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（早川君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第 4 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第４号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。
よって、議案第４号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第９ 議案第５号「令和元年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）について」）

議 長（寺迫君）

日程第９、議案第５号「令和元年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長（永峰君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第５号に対しての質疑を行います。ございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第５号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第５号は、原案どおり可決いたしました。

午前１１時０５分まで休憩いたします。

休 憩 午前１０時５２分

再 開 午後１１時０５分

再開をいたします。

（日程第１０ 令和２年度秩父別町行政執行方針）

議 長（寺迫君）

日程第10、町長から令和2年度秩父別町行政執行方針を伺います。
町長。

町 長（澁谷君）

別紙「令和2年度秩父別町行政執行方針」により朗読

（日程第11 令和2年度秩父別町教育行政執行方針）

議 長（寺迫君）

日程第11、教育長から令和2年度秩父別町教育行政執行方針を伺います。
教育長。

教 育 長（小林君）

別紙「令和2年度秩父別町教育行政執行方針」により朗読

午後1時15分まで休憩いたします。

休 憩 午前11時44分

再 開 午後 1時15分

それでは、再開いたします。

（日程第12 議案第6号「秩父別町附属機関設置条例の設定について」、

日程第13 議案第7号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の設定について」

日程第14 議案第8号「特別職の非常勤職員及びその他公務に従事する者の報酬額、費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例の設定について」

議 長（寺迫君）

日程第12、議案第6号「秩父別町附属機関設置条例の設定について」、
日程第13、議案第7号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の設定について」、

日程第14、議案第8号「特別職の非常勤職員及びその他公務に従事する者の報酬額、費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を一括議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（尾垣君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、議案第6号から議案第8号に対しての質疑に入ります。 質疑はございませんか。 岡崎君。

4 番（岡崎君）

すいません、あの、どうも理解できない部分があるんですけど、議案第6号につきましてですね、具体的にちょっと説明、もう少し詳しく説明していただきたいなと思うんですけども。

会計年度任用職員の導入に伴ってこれが、この改正が必要になってくるということは聞いたんですけども、別表第1、別表第2というのが会計年度任用職員とどういうふうに絡んでくるのか、個人的にはちょっと理解できないもんですから、説明お願いしたいと。

議長（寺迫君）

総務課長。

総務課長（尾垣君）

今のご質問にお答えいたします。

会計年度任用職員の制度を導入する際に、全国で非常勤の特別職という職名でいろんな職が定められてございました。その中には現在、この法で定めております非常勤の特別職に相応しくないといえますか、どちらかといいますと臨時職員に近いような職を定めているところもございまして、それで法の方で非常勤の特別職というのは、これとこれと、これというふうに、国の方で法で定めることとなってございました。それに基づきまして地方公共団

体におきまして、特別職の非常勤というのは条例に基づき任用されなければならないということになりまして、規則、要項、そういったもので設置されている特別職の非常勤につきましては、全て条例に基づいて任用するようにしなさいと、そのようなことで今回このような条例を上げるものでございます。

議 長（寺迫君）

よろしいですか。岡崎君。

4 番（岡崎君）

そうするとこの別表第1にあるですね、5つですか、子ども子育て会議からいじめ対策、ここまでが会計年度任用職員この5名、3名、20名というのが、その会計年度任用職員だという考え方で良いですか。

議 長（寺迫君）

総務課長。

総務課長（尾垣君）

すいません、ちょっと説明が及ばず、すいません。

ここに書いてある付属機関ということで条例に基づいて設置される機関となります、この度の条例で。ですので、特別職の非常勤として今後もこの5つの付属機関につきましては、ここに從事される委員さん方につきましては、非常勤の特別職となるということで会計年度任用職員になるということではございません。

4 番（岡崎君）

逆だ。

議 長（寺迫君）

よろしいですか。他に質疑はございませんか。 金子君。

2 番（金子君）

ちょっと聞き漏らしたかもしれないんですけども、議案８号で交通安全推進委員、外国語指導助手、庁舎管理人、削除ということなんですけども、この三つについては報酬発生すると思うんですけども、どこの条例で定めるんでしょうか。

議 長（寺迫君）
総務課長。

総務課長（尾垣君）

ただ今の金子議員の質問にお答えをいたします。

交通安全推進委員、外国語指導助手につきましては、規則、要項がございまして、そこで報酬の支出に定めてございまして、今まで非常勤の特別職になっているんですけれども、そこから外して会計年度任用職員として今度は雇用といいますか、勤めていただくことになりますので、支出する科目は報酬になるんですけれども、各々別の規則、要項に基づいて支出をすることになってございます。

2 番（金子君）
庁舎管理人は。

総務課長（尾垣君）

庁舎管理人につきましては、ちょっとまた別の扱いになっておりまして、会計年度任用職員ではなく、私人との有償契約という形での支出とすることとしてございます。

議 長（寺迫君）
金子君。

2 番（金子君）

ちょっと物分かりが悪くて申し訳ないんですけど、今の尾垣課長の説明では、この非常勤特別職の条例と規則と重複して掲載していたということになるんですか。ああそうか、規則、規約は別にまた定めるということですね。

議 長（寺迫君）
総務課長。

総務課長（尾垣君）

今までこの３職種につきましては、非常勤特別職ということで整理しておりますので、それでこちらの表といいますか、こちらの条例の方で報酬額などを定めていたということでございます。

議 長（寺迫君）

よろしいですか。他に質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第６号から議案第８号を一括採決することにご異議ございませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第６号から議案第８号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第６号から議案第８号は原案どおり可決いたしました。

（日程第15 議案第21号「町特別職の給与に関する特例条例の設定について」）

議 長（寺迫君）

日程第１５、議案第２１号「町特別職の給与に関する特例条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（尾垣君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第２１号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第21号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案どおり可決いたしました。

（日程第16 議案第9号「秩父別町「ベルパークちっぷべつ」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定について」）

議 長（寺迫君）

日程第16、議案第9号「秩父別町「ベルパークちっぷべつ」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 教育課長。

教育課長（笹木君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第9号に対しての質疑に入ります。 岡崎君。

4 番（岡崎君）

ミニゴルフ場の廃止ということでございますけれども、ただ今の説明ではちっくるの方に行き来する人方に対して危険だから廃止するというふうに、今説明受けたように思うんですけども、実際、そういう危険な状況というのがあったのかどうか、或いは、昨年はある期間を限定してですね、まったくミニゴルフ場を使わないよ、という形で、ある時期を過ぎるとまた一部の区域を区切ってミニゴルフ場を使わせるというような形であったと思うんですけども、そういう方法ではいけないのか、どうしても廃止しなきゃなんないのか、廃止するのであれば、あそこの中でですね、一切、例えばゴルフクラブを使ってボールを打つようなことをしてはいけないのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議 長（寺迫君）

教育課長。

教育課長（笹木君）

屋内遊戯施設ちっくるが開設してからということで、まず人数が増えてきているということで、昨年で3年経過しております。その経過している3年の中でみまして実際に危険が伴ったという事実まではございませんが、利用者の方から苦情をいただいていることと、こちらの方で巡回している折に、この期間は遠慮してください、というにも関わらず、ゴルフクラブですね、ボールを打っていると、で、バンカーを超えてかなり遠くまでですね、練習をされている方というのはいらっしゃいまして、度々、注意の方をさせていただいております。

また、バンカーがあることで7月、8月、9月ぐらいまで繁忙期におきましては、小さい子どもがバンカーの傍で遊んでいて、落ちても砂なので大きな怪我にはならないですが、やはり無い方が芝を広く有効に活用いただくためには必要ではないかということで、それらを総合的に考えまして廃止というふうに決断をさせていただきました。

議 長（寺迫君）

岡崎君。

4 番（岡崎君）

説明をしていただけるかどうか分かりませんが。

苦情があったというふうに、今お聞きしたんですけども、実際どのような苦情だったんでしょうかね。

議 長（寺迫君）

教育課長。

教育課長（笹木君）

シーズン中、ネットで囲っているエリアでもできるようにということで対処はさせていただいておりますが、やはり、球が飛んでくるのではないかとということで、通行されている方からですね、やっぱりスポーツセンターの事

務局の方までどうなのかということでご連絡は何回かいただいております。

議 長（寺迫君）
岡崎君。

4 番（岡崎君）

私も相当あそこを利用させていただいているものですから、お前自分のことしか考えてないんでないか、と言われたら困るんですけども、私に関わらずですね、利用されている方かなりいると思います。尚且つ、町民でなく、町民以外の人も来てですね、非常にゴルフをする者にとってはあその場所ではですね、貴重な場所というような感じはしているんですけども、仮にこれが廃止となった場合に、もうあそのエリアといいましょうか、スポーツセンターの敷地内といいましょうか、それ以外のところは当然なんでしょうから、まったくゴルフクラブを振るような場所はうちの町ではなくなるというような考え方になってしまうということですよね。

議 長（寺迫君）
教育課長。

教育課長（笹木君）

そのようにご理解いただきたいと思います。

議 長（寺迫君）
岡崎君。

4 番（岡崎君）

度々すいません。実際にゴルフをされている方、うちの町の中でもですね、私たちの同好会みたいな形では50人ぐらいの人数はいるんですけども、そのような方々にですね、そこをなくすことについての意見の聞き取りだとか意向だとかということを調査されたような経緯というのはあるんでしょうか。

議 長（寺迫君）

教育課長。

教育課長（笹木君）

残念ながら意見をお伺いするということはありませんでした。今、各数年見ましても、実際にあそこを利用されている方は、まあ、私が朝見て回っていても片手で数えるぐらいなのかなというふうな認識はしております。

議 長（寺迫君）

岡崎君。

4 番（岡崎君）

それはある期間、ここ何年間かは何月何日から何月何日までは使用禁止というような形になっているから使っていなかったというわけじゃないんですか。

議 長（寺迫君）

教育課長。

教育課長（笹木君）

具体的に利用制限をする、平成29年にちっくるがオープンしてございます。その時にですね、やはり危なくて利用制限は幾らかやっぱり必要ではないかという話が出るというのは、年度の途中からではございました。その中でもそれまでの、制限をかけるまでの間、私が朝等ですね、何度ともなく見ている中では数はかなり少なくなってきたんだなというふうには見ております。

議 長（寺迫君）

よろしいですか。他に質疑はございませんか。 大野君。

8 番（大野君）

私の方からキャンプ場における車中泊禁止。

これあの、キャンプ場というと最盛期あたりは野球場の方まで来てですね、

キャンプしている人もいますけれども、そうするとスポーツセンターの駐車場あたりも、一応、車中泊禁止の場所になるんですかね、車中泊禁止の場所が明確じゃないような感じもするんですけれども。

本当のキャンプ場の入り口にある、キャンプ場の横にある駐車場、あそこが車中泊禁止であって、そのほかバックネットの裏からずっとキャンプ場に行くところに車停めている人もいますわね、あそこは駐車場じゃないんで通路なんですよ。だから、駐車場は駄目だけでも通路に車を置いてそこに寝泊まりしても良いのか、或いは、スポーツセンターの方の駐車場ありますよね、郷土館の裏あたりですよ。あそこら辺であの近くにテントを張ってあそこで車中泊してもそれはどうなのかと、ちょっと明確じゃないものですから、その説明を、明確な説明をひとつお願いします。

議 長（寺迫君）
教育課長。

教育課長（笹木君）

まず、キャンプ場を利用するにあたっての、キャンピングカーの利用との兼ね合いということでご説明させていただきますと、キャンプ場横にある駐車場はあくまでキャンプをする方のための駐車場としてご利用いただきたいと思います。

また、キャンプ場から道路に1丁目路線ですね、繋がっている道、あちらはあくまで通路であって駐車場ではございませんが、しかしですね、なかなか繁忙期になりますと、どうしてもやっぱり勝手に停めてしまってという状態が続いております。なるべく停めないようにですね、バリケードを置いてみたりだとかするんですが、やっても気付いたらそのバリケードを動かして勝手に停めてしまうというのが現状でございます。

それでですね、次年度におきましては警備員もですね、近くに置いてなるべくそちらの通路に停めると通行の支障、事故などになるということをですね、指導はしてまいりたいと思いますし、基本キャンピングカーは、まず、町道1丁目路線から、野球場の裏のところから立ち入りをご遠慮いただくというふうに考えております。

スポーツセンターのですね、郷土館の裏手の方ですか、そちらにキャンプ

をする、キャンピングカーを置くということでしょうかね。基本、町道に停めるようなことはですね、一切ないように指導しておりますし、今のところ繁忙期に荷物の上げ下ろしですね、町道に停車しそこで荷物を降ろして、束の間ちょっと置いてあるんですが、夕方にはすべて車両はそこに路上駐車するというのは、今まで一度もございません。そのような対策といたしまして、ふれあいプラザの駐車場を第2駐車場とご案内しております。

そういったことですね、もし、キャンピングカーでお越しになった場合は荷物を降ろしていただき、その後ですね、ふれあいプラザの駐車場に停めいただきご利用いただくというふうにご案内しておりますが、基本キャンピングカーで車中泊をするためというものの用途に利用するために、スポーツセンターの駐車場であったりとかキャンプ場の駐車場、そういった部分でのご利用はご遠慮いただいているところでございます。

議 長（寺迫君）
大野君。

8 番（大野君）

キャンピングカーだけを一応主観としているんですか、車中泊というのはですね、ワゴン車あたりに寝泊まりするという、それが別にキャンピングカーでなくても乗用車の中だとかそういったところでも寝泊まりするのが車中泊になると思うんですよ。

それで、キャンプをする人はですね、ちょっと雨模様でテントで寝ててもちょっとこれは夜中に移動しなくちゃいけないなというときは、車に移動して寝るんですよ、それまで禁止するのか、そのキャンピングカーだけを禁止するのか、いわゆる一般のキャンピングカーじゃない普通の車、普通の車の中で寝泊まりするのも禁止するのか、その区別がちょっと明確じゃないもんですから、これ見る限りがキャンプ場における車中泊禁止となっているんですよ、このキャンプ場における車中泊禁止となったら車の中じゃ寝たら駄目ですよという、そういう捉え方なんです。

課長の説明聞くとキャンピングカーだけ駄目なんですよ、キャンピングカーあそこに停めることはできないですよと、だからキャンピングカーはふれあいプラザの方に持って行きなさい、それとはちょっと聞き取れないんです

けども、そこら辺の明確な部分はどうなんですか。

議 長（寺迫君）
教育課長。

教育課長（笹木君）

すいません。私の説明がまだちょっと十分にできていなかったと思いますが、まず、基本的にキャンプをするということは、キャンプ場にテントを張ってそちらで宿泊し利用するということをご理解いただきたいと思います。自動車内で泊まるためにキャンプ場を利用するというのは、こちらとしては考えてごさいません。基本はテントを立てて、例えば急に天候等がですね、かなり暴風雨が吹き込んできたというときに緊急ということで車中に退避するというのであれば、これはやっぱり状況が違いますので、また別だとは思いますが、基本テントを張り、そのキャンプ場を利用するということでお考えいただきたいと思います。

議 長（寺迫君）
大野君。

8 番（大野君）

分かりました。そういうことであればですね、やはり看板出して明確に区別するならそういう方法だったらですね、キャンピングカーは、ここは駄目ですよという言い方したほうがよろしいと思うんですよ、キャンピングカーは中に入れないでくださいよ、キャンピングカーはこっちですよ、そういうふうにした方が分かり易い、これそのままやっちゃったらかなり混乱すると思うんですよ、車中泊禁止とかだったらですね、キャンプする人というのは意外とわがままで、平気でそういうことやるもんですから、だからそこら辺をよく看板等で明確に区別した段階で、トラブル無いような形の、一応、運用した方がよろしいんじゃないかと思います。

以上でございます。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。岡崎君。

4 番（岡崎君）

何度もすいません。ミニゴルフ場の関係なんですけども、危険だと苦情があるということでミニゴルフ場を廃止するというのは、ある程度理解できました。それで、そういう方に影響の無い場所ですね、町民の方がゴルフの練習をするというような場所を改めて設けるような考え方は検討されるのか、されないのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

正直このゴルフ場、ミニゴルフ場の廃止、これだけご意見をいただくと思ってなかったんですけども。今のところゴルフ場、練習場所を造成する予定はございません。

以上でございます。

議 長（寺迫君）

よろしいですか。他に質疑はございませんか。ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第9号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。ご異議ございませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

（日程第17 議案第10号「秩父別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について」）

議 長（寺迫君）

日程第17、議案第10号「秩父別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定につ

いて」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（早川君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、議案第10号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 金子君。

2 番（金子君）

大変難解な条例改正で分からないところがあるんですけども、先ほど早川課長説明していただいた13条と、13条第4項ですか。

これは3歳以上が無料という説明だったと思いますけれども、第4項の食事の提供に関する費用については、改正後の新しいところにアが7万7,000円、イが5万7,000円と書いてありますけれども、この辺の説明をもうちょっと詳しくお願いできますでしょうか。

議長（寺迫君）

住民課長。

住民課長（早川君）

基本的には食事の提供につきましては、基本的には実費、保護者の負担というふうは無償化の制度の中ではされてございます。本条例につきましては本町の認定こども園を対象といたしているものではなく、民間の施設等を対象といたしてございます。従いまして民間ですので国の法律に基づいて主食はお弁当なりで副食は実費の費用をいただくという形になってございます。

議長（寺迫君）

金子君。

2 番（金子君）

すいません、有難うございました。

うちの町内で民間の方が保育所を運営するときにはこの基準でやるという理解でよろしいのでしょうか。

議 長（寺迫君）
住民課長。

住民課長（早川君）

現在のところ本町の方には民間の施設等ございませんけども、民間の法人等が保育所等を運営する場合はこの条例を適用いたして、許認可する形になっております。

議 長（寺迫君）
他に質疑はございませんか。ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第10号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

（日程第18 議案第11号「秩父別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について」）

議 長（寺迫君）

日程第18、議案第11号「秩父別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（早川君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第 11 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 11 号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号は原案どおり可決いたしました。

（日程第19 議案第12号「秩父別町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の設定について」）

議 長（寺迫君）

日程第 19、議案第 12 号「秩父別町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（早川君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第 12 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 12 号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号は原案どおり可決いたしました。

（日程第20 議案第13号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について」）

議 長（寺迫君）

日程第 20、議案第 13 号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する

条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（早川君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、議案第13号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第13号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案どおり可決いたしました。

（日程第21 議案第14号「秩父別温泉施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の設定について」）

議長（寺迫君）

日程第21、議案第14号「秩父別温泉施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 企画課長。

企画課長（中野君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、議案第14号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第14号は原案どおり決定することにご異議ござ

いませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案どおり可決いたしました。

（日程第22 議案第15号「令和2年度秩父別町一般会計予算について」、

日程第23 議案第16号「令和2年度秩父別町国民健康保険事業特別会計予算について」、

日程第24 議案第17号「令和2年度秩父別町後期高齢者医療特別会計予算について」、

日程第25 議案第18号「令和2年度秩父別町介護保険特別会計予算について」、

日程第26 議案第19号「令和2年度秩父別町農業集落排水事業特別会計予算について」、

日程第27 議案第20号「令和2年度秩父別町簡易水道事業会計予算について」）

議長（寺迫君）

日程第22、議案第15号「令和2年度秩父別町一般会計予算について」、

日程第23、議案第16号「令和2年度秩父別町国民健康保険事業特別会計予算について」、

日程第24、議案第17号「令和2年度秩父別町後期高齢者医療特別会計予算について」、

日程第25、議案第18号「令和2年度秩父別町介護保険特別会計予算について」、

日程第26、議案第19号「令和2年度秩父別町農業集落排水事業特別会計予算について」、

日程第27、議案第20号「令和2年度秩父別町簡易水道事業会計予算について」、

以上6つの案件を一括議題といたします。

各会計の概要について説明を求めます。最初に一般会計予算についての説明をお願いします。総務課長。

総務課長（尾垣君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

次に、国民健康保険事業特別会計予算についての説明をお願いします。住民課長。

住民課長（早川君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

次に、後期高齢者医療特別会計予算についての説明をお願いします。 住民課長。

住民課長（早川君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

次に、介護保険特別会計予算についての説明をお願いします。 住民課長。

住民課長（早川君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

次に、農業集落排水事業特別会計予算についての説明をお願いします。 建設課長。

建設課長（永峰君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

次に、簡易水道事業会計予算についての説明をお願いします。 建設課長。

建設課長（永峰君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

以上で、各会計予算についての概要説明を終わります。

お諮りいたします。議案第15号から議案第20号までの6件の議案審議

にあたっては、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することにしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。
(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、本案件につきましては、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

(延会宣言)

議 長 (寺迫君)

お諮りいたします。本日の会議はこの程度に留め、延会にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

明日、3月11日午後4時45分から本会議を再開いたしますので、定刻までにご参集願います。ご苦労様でございました。

延 会 午後 2 時 1 3 分